

2021年3月5日
一般社団法人鳥取県社会福祉士会

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る当会主催研修会等の中止基準、その他の留意事項について

鳥取県社会福祉士会 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染予防・感染拡大防止ガイドライン(第1版)により、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る当会主催研修会等の中止基準、その他の留意事項を設けましたのでお知らせいたします。

なお、中止基準、その他の留意事項は、今後の感染拡大状況等によって改訂・追加してまいりますのでご承知ください。

以下、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染予防・感染拡大防止ガイドライン(第1版)」中止基準、その他の留意事項の抜粋

中止基準、その他の留意事項

- ・鳥取県に緊急事態宣言が発出された場合、実施期間中の集合型研修・会議は中止とする。
- ・鳥取県が定める感染警報が研修会場等の圏域で発出された場合、集合型研修・会議は中止とする(対象市町村ではなく東・中・西部の各圏域として判断)。開催日2日前より中止基準の対象とする。
- ・鳥取県が定める感染警報が東・中・西部のいずれかの圏域に発出された場合、参加にあたって圏域を跨ぐ往来は慎重に判断する。
- ・鳥取県が定める感染特別警報が東・中・西部のいずれかの圏域に発出された場合、参加にあたって圏域を跨ぐ往来は控える。
- ・その他、本ガイドラインの中止基準に該当しない場合であっても、地域の感染拡大状況等を鑑みて、中止について柔軟に判断できるものとする。その際は、参加予定者に遅滞なく中止の連絡をする。